

# 平成 29 年度農林水産省行政事業レビュー及び基金の点検等に係る行動計画

平成 29 年 4 月 19 日  
農 林 水 产 省

「行政事業レビューの実施等について」（平成 25 年 4 月 5 日閣議決定）等を踏まえ、原則全ての事業について、予算の支出先や使途、成果等の実態を把握し、必要性、効率性及び有効性等の観点から改善の余地がないか点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映する取組（行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）及び、国からの資金交付により造成された基金（以下「基金」という。）について、レビューの枠組みの下、適切な管理に向けた取組等（以下「基金の点検等」という。）を行うため、農林水産省におけるこれらの取組に関する行動計画を以下のとおり定める。

## I. レビューの取組体制（別紙 1）

- (1) レビューは「農林水産省行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、行うものとする。
- (2) レビューの統括責任者は、官房長、副統括責任者は、総括審議官、危機管理・政策評価審議官とする。
- (3) レビューは、外部の視点を活用した実施に取り組むため、チームの他、外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合」を設置し、事業の効率的・効果的な点検に努めるものとする。
- (4) レビューの実務は、チームメンバー課のうち、大臣官房広報評価課が予算課をはじめとする他の大臣官房関係課の協力を得ながら、各局庁庶務課と連携して処理する。
- (5) 各局庁においては、庶務課を中心として事業所管課、地方支分部局等の連携・協力体制を構築する。

## II. 事業の点検等

### 1. レビューの対象事業等

- (1) レビューの対象は、原則として、平成 28 年度に実施した全ての事業（事務的経費、人件費等は除く。）とする。また、平成 29 年度新規事業及び平成 30 年度新規要求事業についても、レビューシート（行政事業点検票）を作成し、点検を行う。
- (2) 事業の単位については、国民へのわかりやすさや成果の検証可能性等に配慮し、「1 事業 1 シート」の原則に則り、適切な事業単位を設定する。また、政策評価との対応関係に留意する。

### 2. 予算の実態把握

- (1) 各局庁の事業所管課は、II. 1. の対象事業について、予算の支出先や使途、成果等の実態を把握し、改善の余地がないか自己点検を行う。（第 1 次チェック）  
実態把握に当たっては、地方支分部局による現地調査や地方公共団体への問い合わせ等を適宜実施し、可能な限り末端の支出先や使途の詳細等まで把握するよう努める。

- (2) チームメンバーである各局庁の庶務課は、事業所管課による点検結果等について必要に応じてヒアリング等を行い、実態把握及び点検の結果等が適当でないと認める場合は、事業所管課に対し改善を求める。(第2次チェック)
- (3) レビューに関わるチーム事務局である大臣官房広報評価課は、予算課と連携の上、各局庁による点検結果等について必要に応じてヒアリング等を行い、実態把握及び点検の結果等が適当でないと認める場合は、各局庁に対し更なる改善を求める。(第3次チェック)

### 3. レビューシートの作成・公表

- (1) 各局庁の事業所管課は、実態把握及び点検の結果等をレビューシートに記載する。レビューシートの作成に当たっては、国民に対する説明責任を果たす観点から、分かりやすい記述となるよう留意する。
- (2) レビューシートのうち、公開プロセス対象事業については公開プロセスの10日前まで、その他の事業については、6月末から遅くとも7月上旬までに、農林水産省ホームページにおいて公表（中間公表）する。

### 4. 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施を含めた事業の点検

- (1) チームは、II. 2. で各局庁が実施した実態把握及び自己点検の結果等について、公開プロセス等により、厳正な点検を行う。
- (2) チームは、レビューシートのうち、28年度新規事業、30年度新規要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要がある事業、行政改革推進会議による意見の対象となった事業等について、外部有識者に点検を求めることとする。この場合、客觀性を向上させ、外部有識者の知見が十分活かせるよう、選定の考え方について外部有識者の理解を得ることとする。
- (3) チームは、公開プロセス対象事業について、幅広い候補事業の中から外部有識者（内閣官房行政改革推進本部事務局が選定した外部有識者を含む）の理解を得て絞り込みを行い、6月上旬から6月中旬までの間の1日程度を目途に公開プロセスを実施する。
- (4) チームは、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、レビューの取組全般について、外部有識者（内閣官房行政改革推進本部事務局が選定した外部有識者を含む。以下同じ。）が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う場を設ける。なお、講評の場に出席できない外部有識者がいる場合、チームは、当該外部有識者に書面等による講評を求める。
- (5) チームは、レビュー対象事業の点検結果を所見としてレビューシートに記載する。

### 5. 概算要求・予算及び予算執行への反映

- (1) 各局庁は、II. 4. のチームによる所見を、当該事業及び同種の事業の平成30年度予算概算要求及び平成29年度予算の執行等に的確に反映する。このため、省内における平成30年度予算概算要求の検討は、レビューのスケジュールを考慮して実施する。
- (2) チームの所見の概算要求への反映状況等については、国民への説明責任を果たす観点からレビューシートにわかりやすくとりまとめ、9月上旬までに農林水産省ホームページにおいて公表（最終公表）する。

(3) 各局庁は、「行政改革推進会議による検証の強化について」(平成27年3月31日行政改革推進会議決定)に基づき実施される秋の年次公開検証における指摘事項について、以後の予算等に適切に反映する。

### III. 基金の点検等

#### 1. 基金の点検等の対象基金等

基金の点検等の対象は、国からの資金交付を受けて公益法人等や地方公共団体に新設又は積み増しされた基金等（①「基金シート」作成対象基金、②「地方公共団体等保有基金執行状況表」作成対象基金、③「出資状況表」作成対象資金）とする。

なお、詳細は、「行政事業レビュー実施要領」(行政改革推進会議 平成29年3月28日改定)によるものとし、各局庁の基金事業所管課（以下「基金所管課」という。）及びチームは、その趣旨を踏まえ、基金シート等の作成対象基金及び基金事業等について、その正確な把握に努める。

#### 2. 基金の実態把握・自己点検

- (1) 基金所管課は、III. 1. の対象基金について、保有割合や執行状況等を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納する等、改善の余地がないか自己点検を行う。(第1次チェック)
- (2) チームメンバーである各局庁の庶務課は、基金所管課による点検結果等について、必要に応じてヒアリング等を行い、実態把握及び点検の結果等が適当でないと認める場合は、基金所管課に対し改善を求める。(第2次チェック)
- (3) レビューに関わるチーム事務局である大臣官房広報評価課は、予算課と連携の上、各局庁による点検結果等について必要に応じてヒアリング等を行い、実態把握及び点検の結果等が適当でないと認める場合は、各局庁に対し更なる改善を求める。(第3次チェック)

#### 3. 「基金シート」(基金点検票)等の作成・公表

- (1) 基金所管課は、III. 1. の対象基金のうち①について、実態把握及び点検の結果等を基金シートに記載し、7月末を目途に農林水産省ホームページにおいて中間公表を行う。
- (2) チームは、(1)で作成・中間公表された基金シートに基づき、各局庁が実施した実態把握及び自己点検の結果等について、厳正な点検を行い、基金事業の実施において見直すべき点等について所見として基金シートに記載する。
- (3) 基金所管課は、(2)のチーム点検及び行政改革推進本部事務局の点検を経た上で、チームの所見への対応事項等について基金シートに記載し、9月末を目途に農林水産省ホームページにおいて最終公表する。

また、チームは、最終公表の際に併せて、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」を取りまとめの上公表する。

- (4) 基金シート等の作成に当たっては、国民に対する説明責任を果たす観点から、分かりやすい記述となるよう留意する。

#### 4. 「地方公共団体等保有基金執行状況表」及び「出資状況表」の作成・公表

基金所管課は、Ⅲ. 1. の対象基金のうち②について地方公共団体等保有基金執行状況表を、③について出資状況表を作成し、9月末を目途に農林水産省ホームページにおいて公表する。

#### IV. その他

##### 1. 優良事業改善事例

チームは、事業の点検を通じた各局庁の事業所管課による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価し、省内に普及を行う。また、優良事業改善事例を参考にして積極的な事業改善に努める。

なお、優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途に公表する。

##### 2. 人事評価への反映

事務・事業等の点検及び改善に対する職員の意識改革を進めるため、平成29年度上半期の人事評価（業績評価）において、各部局の組織目標に、レビューに適切に取り組む旨を盛り込むよう努める。

##### 3. 政策評価との連携

事業の点検において、政策評価のデータ等を有効に活用し、施策の意義や事業の位置づけを見極めるなど、政策評価の取組との連携を図る。

##### 4. 職員の参画や意識の向上を図る取組

職員の行政事業レビューに対する理解や意識の向上を図るため、職員研修、各種会議その他の機会を活用して、行政事業レビューの意義や予算の効率的かつ効果的な執行の取組の重要性及び必要性等について浸透の徹底を図る。

##### 5. スケジュール（別紙2）

(別紙1)

## 農林水産省行政事業レビューの取組体制

### 農林水産省行政事業レビュー推進チーム

統括責任者：大臣官房長

副統括責任者：総括審議官、危機管理・政策評価審議官

チームメンバー：

大臣官房秘書課長、文書課長、予算課長、政策課長、地方課長、参事官（経理）、

国際部国際政策課長、統計部管理課長、消費・安全局総務課長、

食料産業局総務課長、生産局総務課長、経営局総務課長、

農村振興局総務課長、政策統括官付総務・経営安定対策参事官、

農林水産技術会議事務局研究調整課長、林野庁林政課長、水産庁漁政課長

事務局長：広報評価課長

+

+

### 農林水産省行政事業レビュー外部有識者会合

農林水産省が選任する外部有識者（3名）

内閣官房行政改革推進本部  
事務局が選任する外部有識者（3名）

(別紙2)

## 平成29年度における行政事業レビュー及び基金の点検等スケジュール

### 平成29年度

～4月中旬 ○農林水産省行政事業レビュー行動計画の公表

○事業単位の整理

5月中旬 ○農林水産省行政事業レビュー推進チーム及び行政事業レビュー外部有識者会合の合同会合の開催

6月上旬 ○公開プロセス対象事業のレビューシートの公表（中間公表）

6月中旬 ○公開プロセスの実施

6月末～7月上旬

○その他の事業のレビューシートの公表（中間公表）

7月上旬～8月

○農林水産省行政事業レビュー推進チーム、外部有識者による点検

7月末 ○基金シートの公表（中間公表）

8月上旬～9月

○農林水産省行政事業レビュー推進チームによる点検（基金シート）

8月上旬 ○農林水産省行政事業レビュー推進チーム及び行政事業レビュー外部有識者会合の合同会合の開催

8月中旬～9月上旬

○外部有識者による政務への講評

9月上旬 ○レビューシート（最終版）（平成28年度実施事業及び29年度新規事業）公表

○平成28年度実施事業及び29年度新規事業の点検結果の平成30年度予算概算要求等への反映状況の公表

9月中旬 ○平成30年度予算概算要求において新規に要求する事業のレビューシート等の公表

9月末 ○「基金シート」（最終版）の公表

○「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」の公表

○「地方公共団体等保有基金執行状況表」の公表

○「出資状況表」の公表